

○造材作業の際に生じる造材端材発生見込情報の利用について

1. 情報発信の目的

木質バイオマスエネルギー利用の高まりを受け、今まで利用されなかった山から木材を切り出す際に発生する、端材（以下、「造材端材」という）なども有効に活用することが求められています。

しかし、このような林地未利用材がいつ・どこで・どれだけ発生するかといった情報を把握することは、非常に難しいというのが実情です。

そのため、本システムでは、立木買受者（造材業者）の協力を頂き造材端材の発生見込情報を公開し、地域の燃料チップなどの生産者や木質バイオマス利用施設などへ情報発信することにより、未利用資源の有効利用を図りながら木質バイオマスの利用促進に繋がることを目的としています。

2. 造材端材発生見込情報の内容

道有林内で立木の所有権を買取して行う伐採事業（立木販売事業）の中で、木を一定の長さに玉切する作業（造材作業）の際に発生する端材などについての発生見込情報となります。

このため、端材（未利用材）であってもその所有権は伐採を行っている立木買受者にあります。

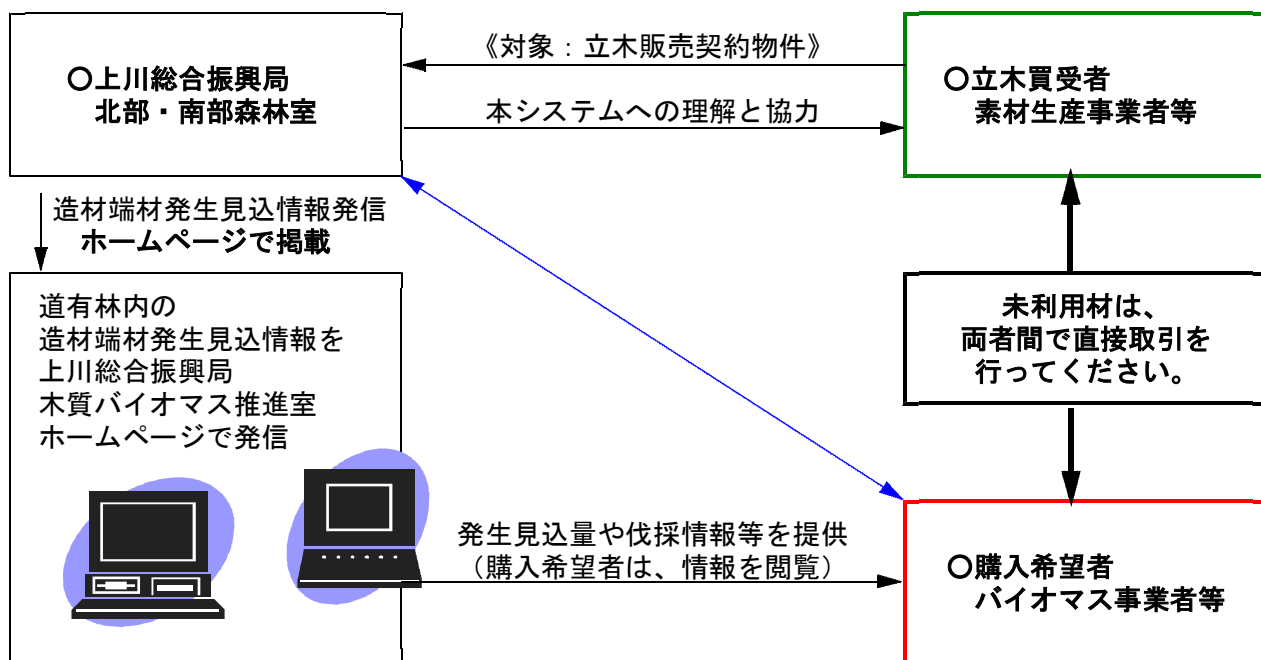
また、造材作業の実施時期の変更や、端材の発生量も変動することをご承知願います。

3. 利用方法の具体的な流れ

- 購入申込方法：購入を希望する方は、造材端材発生見込情報一覧に記載のある造材業者（立木の所有権を持ち、伐採を行っている業者）に、直接申込をお願いします。
- 造材端材の引取り：購入希望者は、造材業者と搬出の方法や時期等について相談していただきます。
- 造材端材の代価：造材端材の所有権は造材業者にありますので、代価等は造材業者と打合せを行ってください。
また、端材の積込や運搬等にかかる費用は、購入者の負担となりますので、十分に造材業者と内容を確認し合意の上、両者で契約等を締結して下さい。

「木質バイオマス発生情報提供システム」の概要図

～造材端材発生見込情報一覧～



なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、どうぞお気軽に各森林室にお尋ねください。

上川総合振興局北部森林室	森林整備課	販売担当
TEL	01656(2)1727	
〃	南部森林室	森林整備課
TEL	0166(46)4906	販売担当